お坊さん婚活必得 2

惑いの三十路、「結婚って…？」

――「おっしゃん（和尚さん）。今年でいくつになったい？」

私「30ですが。」

――「結婚は？」

私「まだですが？」

――「んじゃあ、そろそろだなぁ」

私「そうですねぇ。お相手のあることですし…」

仏事後の精進落しの席で、いったい何回繰り返されたやり取りであろうか？　お檀家様方と結婚についての話をする時、どうにも引っかかるのだ。

「なぜ、結婚を勧めてくるのだろうか？」と。

お檀家様から私に結婚を勧める場合、親族のそれと少し趣が違うように思うのだ。つまり、「私の結婚＝お寺運営の安定化＝子供をつくる」というような安易な等式があるように思えるのだ。

日本において、「婚姻」を規定しているのは、憲法だ。

> **婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない**
>
> ――日本国憲法第24条1項

つまり、日本においては、両性の社会的・経済的・人間的繋がりを結ぶ法的な「契約」とでもいえばいいだろうか？

二人の人間が「結婚しましょう」と契約する。私がイメージする結婚というのは、これが一番しっくりくる。だから、結婚という「契約」を迫る行為は、昼間掛かってくるよく分からない契約を勧める業者の電話の様に不当な事のように感じるのだ。まして、この契約は終身型であり、その維持には不断の努力が必要となる。慎重にならない方がどうかしていると思うのだ。結婚しても、必ず子が成せるわけでもない。

私が、結婚に幻想を持っているだけなのだろうか？　そもそも、僧侶にとって、結婚って一体何なのだ？

日本において確認される一番古い僧侶の妻帯は平安時代に遡り、大寺院の傍らにある「房」に夫婦で住み、子供をもうけていた方もいたそうだ。順源大法師という高僧が婚姻し弟子に怒られるという話もあり、その高僧はこう返すそうだ、「お釈迦様も〝人〟として生まれたのだ。女性は、仏にとって〝母〟なのだ。だから、排斥するべきものではない。」と。

さらに下って、檀家制度が成立した江戸時代。それまで修行で旅に出ていた僧侶が寺に定住する。『醒睡笑』（1623年もしくは1628年の完成。庶民の間に広く流行した話を集めた笑話集。安楽庵策伝の作。落語の祖ともいわれる浄土宗の僧侶）に「芋掘り僧」の話がある。芋掘り僧とは、次代の住職を探すときに、本当に力のある者に寺を相続させようとするわけでなく、親類縁者をつたい、甥だとかに相続させる姿が、山の芋は蔦を伝って探す様に似ていることから、そう呼ばれていたのである。

社会システムは淘汰されていくものであり、社会にとって「必要なもの」が残っていく。僧侶の妻帯もそういった社会システムの一つで、現代では利点が多いから選ばれている、ということは言えないか？

お檀家様の側からすれば、旧来の様に住職が数年に一度変われば、寺院の運営はお檀家様方がせざるを得ず、その労力と経済的な負担は今の比ではないだろう。更に住職が妻帯して子供ができたとなれば、後継者をコストが大きく削減される。

僧侶の側からすれば、現状で住職は宗教者であると同時に、実質的に「寺院の経営者」でもある。その点で妻帯は、経営面ではその業務を分担でき、修行面では自らの行動を規制し省みる機会を与えることの出来るシステムではないか？

先にも書いたように婚姻は「契約」だ。お互いの努力で結ぶ契約。お互い高め合って生活していこうと考えた二人が、そのための契約を結ぶ。修行の過程に婚姻があったとしても構わないだろうし、自然なことではないだろうか？

キリストの母マリアは、処女のまま受胎する。よってキリスト教で処女・童貞がある一定の宗教的な価値を持つ。なれど、お釈迦様は「人の子として生まれた」のである。信仰の対象が「結婚もしていたし、子供もいた」という事実は、重い。

※本稿の執筆に当たっては、曹洞宗総合研究センター研究員・菅原研洲師（全曹青法式委員会講師）に多大なるご助言を賜りました。